

# 八王子支部ニュース

Tel : 042(623)1141 Fax : 042(627)8741

E-mail : sensei@tokyoso-hachioji.com & hachioji-tu@nifty.com



## 三学期支部委員会開かれる

オミクロン株感染拡大で開催が危ぶまれましたが、一月二十六日（水）、会場のクリエートホール第七会議室とオンラインで結び、三学期支部委員会が開かれました。各校のコロナ対応、加入の取り組み、ハラスメント等の発言があり、組合だからこそ知ることが出来る内容に、改めて交流の大切さを感じました。執行部からは、三学期から新年度に向けての支部の取り組み、定年制延長（※裏面）段階的定年引上げ早見表参照）、役員選挙等について山内書記長より説明がありました。

後半、八王子合同法律事務所より尾林芳匡弁護士をお招きして『公務災害を考える』講演・学習会をもちました。尾林弁護士は自他ともに認める公務災害訴訟のスペシャリストで、長年全国での過労死裁判を取り組み、私たちが働く八王子でも一九九六年に起きた中学校教員の過労死事件を再審逆転過労死認定させるなど、先頭になって取り組まれた弁護士さんです。労働災害とはどのような災害・事故が当てはまるのか、通勤途中の事故、ハラスメント、過労死・精神障害と自殺、公務災害に対する対応の仕方など、私たちが普段気になっていて一番知りたい事柄を、詳しくわかりやすくお話しされ、短い時間ではありましたが充実した学習の時間になりました。

尾林弁護士は、都教組弁護士団の一人であり、職場でのハラスメント、働き方など何かわからないことがあれば、ぜひ自分をいつでも活用してほしいと、何度も話されています。相談等ありましたら、ぜひ支部にご連絡ください。

## 「業績評価・本人開示」の相談は、都教組(東京都教職員組合)へ



**恣意的評価は許さない！**  
**みんなで開示申請を！**



Tel 03-3230-3891またはホームページから  
教員の開示申請期間は 2月下旬 (区市町村教育委員会ごとに定める)

### 《年度末各種助成金のお知らせ》 本部締め切り 2月末日

- ・『加入対話』助成金：対象者1名の加入対話に支部を通じて分会へ1000円を支給。同じ対象者の対話に対し、何回でも申請可能。
  - ・『職場歓迎会』助成金：組合員、未加入教職員の転入に応じて開いた歓迎会に1回3000円を支給。年に何回でも申請可能。
  - ・加入促進対策費：未加入者を対象とした組合加入、共済加入のとりのくみの援助金。職場教研、学習会、パワハラ相談等に掛った経費。領収書・レシート添付要。各支部の予算配分内で支給。
  - ・2ヶ月連続職場会：職場会を2ヶ月連続行った分会へ3000円支給。年に6回以内。夏・冬限定ウィーク中は1回でも3000円支給。
- 少数職場校(分会)：少数分会同士で行う合同職場会に、1回につき援助金3000円を代表職場へ支給。(間もなく締め切りです。申請はお早めに)

**特殊勤務手当見直し交渉**  
3年に一度の特勤手当見直し交渉で非常災害時の緊急手当として、**修学旅行等の業務手当は大幅増額、全都の職場からの決議が大きな力に！**部活指導業務は本則実施を許す厳しい結果に。詳細は『新聞都教組』をご覧ください。

## 他の保険にはない訴訟前も対応！

### 教職員賠償責任保険

他の保険に比べて条件最高で～す！  
**締め切り 2月18日 せまる！**  
・月々525円で毎日安心！  
桜保険・東京海上・都教組  
～資料送付済み／詳しくは支部へ～

# 段階的定年引き上げ早見表

※短時間＝定年前再任用短時間勤務可能期間

定年年齢 生年月日	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
	定年60歳		定年61歳		定年62歳		定年63歳		定年64歳		定年65歳	
	2022.3.31 退職	2023.3.31 退職	退職者 なし	2025.3.31 退職	退職者 なし	2027.3.31 退職	退職者 なし	2029.3.31 退職	退職者 なし	2031.3.31 退職	退職者 なし	2033.3.31 退職
1961年生まれ 1961/4/2～1962/4/1	60歳 退職	61歳 現行再任用	62歳 暫定再任用	63歳	64歳	65歳						
1962年生まれ 1962/4/2～1963/4/1	59歳	60歳 退職	61歳 暫定再任用	62歳	63歳	64歳	65歳					
1963年生まれ 1963/4/2～1964/4/2	58歳	59歳	60歳	61歳 ※短時間勤務可能期間 退職	62歳 暫定再任用	63歳	64歳	65歳				
1964年生まれ 1964/4/2～1965/4/1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳 ※短時間勤務可能期間	62歳 退職	63歳 暫定再任用	64歳	65歳			
1965年生まれ 1965/4/2～1966/4/1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳 ※短時間勤務可能期間	62歳	63歳 退職	64歳 暫定再任用	65歳		
1966年生まれ 1966/4/2～1967/4/1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳 ※短時間勤務可能期間	62歳	63歳	64歳 退職	65歳 暫定再任用	
1967年生まれ 1967/4/2～	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳 ※短時間勤務可能期間	62歳	63歳	64歳	65歳 退職